
「境川かわまちづくり」ロゴマーク運用ガイドライン

(令和7年12月時点)

浦安市

発行日：令和7年12月5日

運用開始日：令和7年12月5日

目次

1. 目的.....	2
2. 権利帰属.....	2
3. 使用目的.....	2
4. 不正使用（禁止行為）.....	2
5. 使用者の責任.....	3
6. 免責.....	3
7. ロゴマーク運用ガイドラインの変更.....	3
8. 準拠法及び裁判管轄.....	3
9. 基本デザイン要素.....	4
9-1. コンセプト.....	4
10. 使用ガイドライン.....	5
10-1. ロゴマークの表示色/アイソレーション.....	5
10-2. 最小使用サイズ.....	5
10-3. ロゴマークの使用禁止例.....	6

1. 目的

「境川かわまちづくり」ロゴマーク運用ガイドライン（令和7年12月時点）（以下「ロゴマーク運用ガイドライン」という。）は、浦安市で取り組む「境川かわまちづくり」のロゴマークの使用に関する基本ルールを定めたものです。

「境川かわまちづくり」ロゴマークの使用を希望される方（以下「使用者」）は、以下の手順に従って申請をお願いいたします。

- ①ロゴマーク運用ガイドラインを遵守してください。
- ②境川かわまちづくりロゴマーク使用届フォームに必要事項をご記入の上、送信ください。
- ③使用届の提出をもって、ロゴマーク運用ガイドラインに同意いただいたものとみなします。

●境川かわまちづくりロゴマーク使用届フォーム（Google フォーム）

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdoeGUd-J13PHcS1afv8nonpkgi2ru20l_n-YpqgUzyt7yKMG/viewform?usp=dialog

2. 権利帰属

「境川かわまちづくり」ロゴマークに関する一切の権利（著作権、商標権等含む）は、すべて千葉県浦安市に帰属します。

3. 使用目的

使用者は、以下の場合に限り「境川かわまちづくり」ロゴマークを使用することができます。

- ・境川かわまちづくりの取組に関する紹介・広報を目的として使用する場合
- ・境川かわまちづくりの取組に関して、浦安市や関係団体・企業にて作成する印刷物（ポスター、チラシ、パンフレット等）への掲載
- ・境川かわまちづくりの取組に関するウェブサイト及び SNS での使用
- ・境川かわまちづくりの取組に関するグッズの作成及び表示での使用

4. 不正使用（禁止行為）

使用者は、「境川かわまちづくり」ロゴマークの使用にあたり、以下の行為が禁止されます。

- ・使用目的以外で使用する。別の用途で使用する場合は、別途浦安市の許可が必要です。
- ・「境川かわまちづくり」ロゴマークを変形、加工、改変すること。
- ・他市町村や他企業の商品名、サービス名、商標、ロゴ、企業名等の一部として使用すること。
- ・浦安市の許可なく、浦安市と提携関係、または浦安市からの承認・後援・推奨を受けている印象を与える使い方をすること。
- ・違法、反社会的勢力に関連する内容、わいせつまたは公序良俗に反する内容の媒体等で使用すること。
- ・その他、浦安市が浦安市裁量において不適切と判断する方法での「境川かわまちづくり」ロゴマークを使用すること。

5. 使用者の責任

使用者がロゴマーク運用ガイドラインに違反して「境川かわまちづくり」ロゴマークを使用していると認められた場合、または浦安市の裁量で必要と判断された場合、浦安市は、使用者に対して「境川かわまちづくり」ロゴマークの使用停止や、その他必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとします。

使用者は、「境川かわまちづくり」ロゴマークの使用に起因して（浦安市が当該使用を理由として第三者からクレームを受けた場合を含みます）、浦安市が直接的または間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます）を被った場合、浦安市の請求に従い、直ちにこれを補償しなければなりません。

6. 免責

浦安市は、「境川かわまちづくり」ロゴマークについて、事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。

浦安市は、「境川かわまちづくり」ロゴマークの使用に起因して使用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負わないものとします。

7. ロゴマーク運用ガイドラインの変更

浦安市は、必要と判断した場合、あらかじめ通知することなくロゴマーク運用ガイドラインを変更することができます。変更後のロゴマーク運用ガイドラインは、浦安市ホームページ内の適切な場所に掲示された時点からその効力が生じるものとし、使用者は、掲示後も「境川かわまちづくり」ロゴマークを継続して使用することにより、変更後のロゴマーク運用ガイドラインに同意したものとみなされます。

8. 準拠法及び裁判管轄

ロゴマーク運用ガイドラインの準拠法は日本法とします。

「境川かわまちづくり」ロゴマークに起因し、またはこれに関連して使用者と浦安市との間に生じた紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

9. 基本デザイン要素

9-1. ロゴマークに込められた思い

コンパクトで使いやすい丸形をベースに、水辺を感じさせる明るく爽やかな色使いとしています。

丸の下半分は川の水を、上半分には境川からも見ることができる東京メトロ東西線の鉄橋や、市庁舎をイメージしたシルエットを配置し、まちの景色や自然を描いています。

市の花であるツツジ、境川で見られるハゼ、べか舟を組み合わせ、浦安らしさを象徴するデザインとしています。



フチあり

タイプ1：マークのみ



タイプ2：マークと文字入り

10. 使用ガイドライン

10-1. ロゴマークの表示色/アイソレーション

カラー背景や画像、イラストに掲載することは可能ですが、複雑な背景に「境川かわまちづくり」ロゴマークを入れる場合は、はっきりと読めるように留意してください。

ロゴマークの視認性を確保するため、周囲には一定のアイソレーション（保護エリア）が必要です。このエリアには他のデザイン要素や文字を配置してはいけません。アイソレーションを確保していても、ロゴの印象を損ねるような目立つ要素をロゴの近くに配置することは出来る限り避けてください。

■表示色

4C

	C4 M20 Y88 K0		PANTONE 116 C
	C40 M0 Y78 K0		PANTONE 367 C
	C45 M0 Y19 K0		PANTONE 630 C
	C63 M10 Y14 K0		PANTONE 631 C

+ フチあり

	WHITE		WHITE
---	-------	---	-------

単色

		K100
		WHITE
		C63 M10 Y14 K0
		PANTONE 631 C



The logo is shown within a dashed blue square representing the isolation area. The logo itself is circular with a yellow sailboat, green hills, and blue water. The text '境川' is in large blue characters, and 'URAYASU KAWAMACHI' is in smaller blue characters below it. The isolation box is labeled with 'a' at the bottom left and right corners.

10-2. 最小使用サイズ

印刷物で使用する場合、横 20mm 以上、Web コンテンツなどデジタル画面上で表示する場合は横 100px 以上で使用してください。

※ただし、使用の柔軟性を考慮し印刷、web コンテンツともに媒体や表示環境に応じて、可読性が確保できる範囲での若干の調整は可能です。



10-3. ロゴマークの使用禁止例

形状を変更したり、加工したりすることは、「境川かわまちづくり」ロゴマークの印象を損ないます。下記のような色や割合、配列など、ロゴの要素変更をしないようにしてください。

禁止例



比率を変えないでください



視認性を保ちににくい背景は使用しない。もしくはフチありを使用してください。